

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第10号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第2条 市が手数料を徴収する事務並びに当該手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第16までに定めるところによる。	(手数料) 第2条 市が手数料を徴収する事務並びに当該手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第17までに定めるところによる。

改正後

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収 する事務	手数料の名 称	手数料の金額		
		区分	金額	金額
1 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア 建築物を建築する場合（ウに掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>12,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>27,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>63,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>97,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>110,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>160,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>239,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>352,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>630,000円</u>

	通知手数料	計が50,000平方メートルを超えるもの		つき		
イ	建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の	(ア)	一	当該建築に係る部分の床面積が200平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
			二	当該建築に係る部分の床面積が200平方メートルを超えるもの	1件につき	16,000円
	(イ)	共同住宅等	共	当該建築に係る部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	27,000円
			同	当該建築に係る部分の床面積が300平方メートルを超え、	1件につき	42,000円
			住	2,000平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円
			宅	当該建築に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、	1件につき	85,000円
			等	5,000平方メートル以内のもの	1件につき	
			当該建築に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超えるもの	1件につき		
向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な						

特定建
築行為
である
場合に
係る建
築物の
エネル
ギー消
費性能
の向上
等に関
する法
律施行
規則（
平成28
年国土
交通省
令第5
号）第
2条第
1項第
1号の
規定に
基づく
審査手
数料

ウ
～
オ

略

2

略

3

4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>29,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>35,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>58,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>82,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>88,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>97,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>177,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>252,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>464,000円</u>

		イ	略			
5	略					
6	略					
7	建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく当該建築物に係る完了検査又は同法第18条第28項に規定する特定工程に係る建築物に関する同条第20項の規定に基づく	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に関する特定工程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>28,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>34,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>56,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>79,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>84,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>91,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>169,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>245,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える	1件につき	<u>458,000円</u>

	当該建築物に係る完了通知		もの		
		イ	略		
8	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>26,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>32,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>50,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>71,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>77,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>86,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>148,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>211,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>404,000円</u>

9	略
～	
61	

備考

- 1 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定を適用する建築物が含まれているときは、1の項アに規定する手数料のほか、1の項イに規定する手数料を徴収する。

3～5 略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額				
		区分		1件当たりの金額		
1 建築物のエネルギー消費	ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	一戸建ての住宅				5,000円
		共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの		10,000円
				1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		17,000円
		共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		28,000円
				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		48,000円
		共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が51戸以下		86,000円

消費性能の向上等に 関する法律第11条第1項 又は第12条第2項 の	性能適合性判定手数料	第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		上100戸以下のもの		
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,000円	
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,000円	
				1棟の総戸数が301戸以上上のもの	185,000円	
				共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円
					床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
					床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,000円
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,000円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
				その他の	一戸建ての住宅	36,000円

規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

場合

共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,000円	
		1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	104,000円	
	住戸	1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	147,000円	
		1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	211,000円	
	住戸	1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	303,000円	
		1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	411,000円	
	住戸	1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	539,000円	
		1棟の総戸数が301戸以上のもの	633,000円	
	共用部分	共用	床面積が300平方メートル以内のもの	117,000円
		部分	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	303,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,000円
			床面積が10,000平方メートルを超えるもの	

			<u>方メートル以内のもの</u>	
			<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>465,000円</u>
			<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>541,000円</u>
<u>イ</u>	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>		床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円
<u>非</u>	<u>に建築物のエネルギー消費性能の向上</u>		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,000円
<u>住</u>	<u>等に関する法律</u>		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
<u>建</u>	<u>第29条第3項各号</u>		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,000円
<u>築</u>	<u>に掲げる事項が記載されている場合</u>		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,000円
<u>物</u>	<u>の同項に規定する</u>		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,000円
<u>の</u>	<u>他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における</u>		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
<u>場</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画</u>			
<u>合</u>	<u>が同様の方法により評価されたものである場合</u>			
<u>そ</u>	<u>建</u>	<u>(ア) 判定</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	98,000円
<u>の</u>	<u>築</u>	<u>に係る建</u>		

<u>他</u> <u>の</u> <u>場</u> <u>合</u> 物 の 非 住 宅 部 分 の 用 途 が 工 場 等 以 外 で あ る 場 合 (イ) (ア) 以外の評 価方法に より評価 されたも のである 場合	築物エネ ルギー消 費性能確 保計画が 、建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第2条第 1項第3 号の規定 により定 められた 簡易な評 価方法で あって市 長が定め る方法に より評価 されたも のである 場合	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	124,000円
		床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	164,000円
		床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	266,000円
		床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	348,000円
		床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	418,000円
		床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの	490,000円
		床面積が300平方メー トル以内のもの	256,000円
		床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	321,000円

のである 場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,000円
建築物の非住宅 部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	107,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	161,000円

					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	200,000円	
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円	
		複合建築物の場合				住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額	
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	ア	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築	一戸建ての住宅		3,000円	
				共用	住戸部分等	1棟の総戸数が5戸以下	6,000円
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,000円
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,000円
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,000円
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,000円
						共用	床面積が300平方メートル以内のもの

関 手 数 料 法 律 第 11 条 第 2 項 又 は 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物	物におい て、当該 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 と当該他 の建築物 における 建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 が同様の 方法によ り評価さ れたもの である場 合	部 分	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	<u>11,000円</u>
			床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
			床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	<u>52,000円</u>
			床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	<u>82,000円</u>
			床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	<u>104,000円</u>
			床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの	<u>130,000円</u>
			一戸建ての住宅	<u>18,000円</u>
		共 同 住 宅 分 等	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	<u>38,000円</u>
			1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	<u>54,000円</u>
			1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	<u>76,000円</u>
			1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	<u>110,000円</u>
			1棟の総戸数が51戸以	<u>160,000円</u>

エネルギー消費性能適合性判定

		<u>上100戸以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>219,000円</u>
		<u>1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>287,000円</u>
		<u>1棟の総戸数が301戸以上上のもの</u>	<u>335,000円</u>
	共用部分	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>59,000円</u>
		<u>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>79,000円</u>
		<u>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>100,000円</u>
		<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>160,000円</u>
		<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>208,000円</u>
		<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>249,000円</u>
		<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>292,000円</u>
イ	<u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円

非住宅建築物の場合	に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	その他の場合	建物の非住宅部分の	(ア) 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向	床面積が300平方メートル以内のもの
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	85,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方	142,000円

用途が工場等以外である場合	上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	メートル以内のもの	
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
	(イ) (ア) 以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平	379,000円

		方メートル以内のもの	
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合		床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	62,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	95,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	118,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円
	複合建築物の場合		住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応

				じたいの手数料の金額を 合算した額			
3	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 に 係 る 軽 微 な 変 更 に 該	ア 住 宅 の 場 合	一戸建ての住宅		9,000円		
			共同住 宅等	住戸部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	19,000円	
					1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	27,000円	
					1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	38,000円	
					1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	55,000円	
					1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	80,000円	
					1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	109,000円	
					1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	143,000円	
					1棟の総戸数が301戸以 上のもの	167,000円	
					共用部 分		床面積が300平方メー トル以内のもの
			床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	39,000円			
			床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	50,000円			
			床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方	80,000円			
			11 条				

第2項又は第12条第3項の申請手数料変更に該当していることを証す	当する旨の証明書交付			メートル以内のもの	
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	104,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	124,000円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	イ 建築物の非住宅用途が工場等以外である場合	非住宅建築物の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
				床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	32,000円
				床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
				床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,000円
				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	94,000円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	113,000円
				床面積が25,000平方メ	134,000円

る
書
面
の
交
付
申
請
に
対
す
る
審
査

<p>の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	<p>メートルを超えるもの</p>	
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	<p>床面積が300平方メートル以内のもの</p>	<p>64,000円</p>
	<p>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>81,000円</p>
	<p>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>105,000円</p>
	<p>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>152,000円</p>
	<p>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>189,000円</p>

	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	224,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円
	<u>複合建築物の場合</u>	<u>住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を</u>

					合算した額		
4	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 29 条 第	ア 住 宅 の 場 合	申請に係 る建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画が、建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上等 に関する 法律第30 条第1項 各号に掲 げる基準 又はこれ と同等の 基準に適 合するも のとして 市長が定 める方法 により技 術審査を 受けたも のである 場合	一戸建ての住宅		5,000円	
				共 同 住 宅 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	10,100円
						1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	17,300円
						1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	28,900円
						1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	48,400円
						1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	86,800円
						1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	137,400円
						1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	173,600円
						1棟の総戸数が301戸以 上のもの	185,100円
						共 用 部 分	
				床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	18,400円		
				床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	28,900円		
				床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	86,800円		

1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 申				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円	
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円	
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	
	<u>そ</u>	(ア)	一戸建ての住宅		18,700円	
	<u>の</u>	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向	共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
	<u>他</u>				1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,200円
	<u>の</u>				1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
	<u>場</u>				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
	<u>合</u>				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
	1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの				309,500円	
	1棟の総戸数が301戸以上のもの				352,100円	

請
に
対
す
る
審
査

上
等
に
関
す
る
法
律
第30
条第
1項
第1
号の
規
定
に
よ
り
定
め
ら
れ
た
簡
易
な
評
価
方
法
で
あ
っ
て
市
長
が
定
め
る
方
法
に
よ
り
評
価
さ
れ
た
も
の
で
あ
る

場合						
(イ)	一戸建ての住宅			36,800円		
(ア) 以外 の評 価方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	共 同 住 住 宅 分 等	住 戸 部 分	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	74,500円		
			1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	104,800円		
			1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	147,500円		
			1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	211,900円		
			1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	303,800円		
			1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	411,500円		
			1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	539,600円		
			1棟の総戸数が301戸以 上のもの	633,600円		
			共 用 部 分		床面積が300平方メー トル以内のもの	117,900円
					床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	155,500円
	床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	194,500円				
	床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	303,000円				

			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	465,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
イ 非 住 宅 建 築 物 の 場 合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円

そ の 他 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	399,800円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
		(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,600円		
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,200円		

			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,600円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
		複合建築物の場合	<u>住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額</u>	

5	建	了	申請に係	一戸建ての住宅		3,000円	
建	築	住宅の場 合	る建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画が、建 築物のエ ネルギー 消費性能 の向上等	共 同 住 宅 分 等	住	1棟の総戸数が5戸以 下のもの	6,000円
築	物				戸	1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	10,400円
物	エ				部	1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	17,300円
の	ネ				分	1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	29,000円
エ	ル					1棟の総戸数が51戸以	52,000円
ネ	ギ						
ル	一						
ギ	消						
一	費						

消費性能向上計画変更認定申請手数料 第31条第1項の規定に基づく建築	性能向上計画変更認定申請手数料	に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合			上100戸以下のもの				
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円			
					1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円			
					1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円			
					共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円		
						床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円		
						床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円		
						床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円		
						床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円		
						床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円		
						床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円		
					その申請	(ア)	共住	一戸建ての住宅	9,800円
								1棟の総戸数が5戸以下	18,600円

物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 変 更 の 申 請 に 対 す る 審 査	他 の 場 合	に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画が 、建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第30 条第 1項 第1 号の 規定 によ	同 住 宅 等	戸 部 分	下のもの	
					1棟の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	23,700円
					1棟の総戸数が11戸以 上25戸以下のもの	39,600円
					1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	60,400円
					1棟の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	92,700円
					1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	133,500円
					1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	172,100円
					1棟の総戸数が301戸以 上のもの	176,000円

り定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合

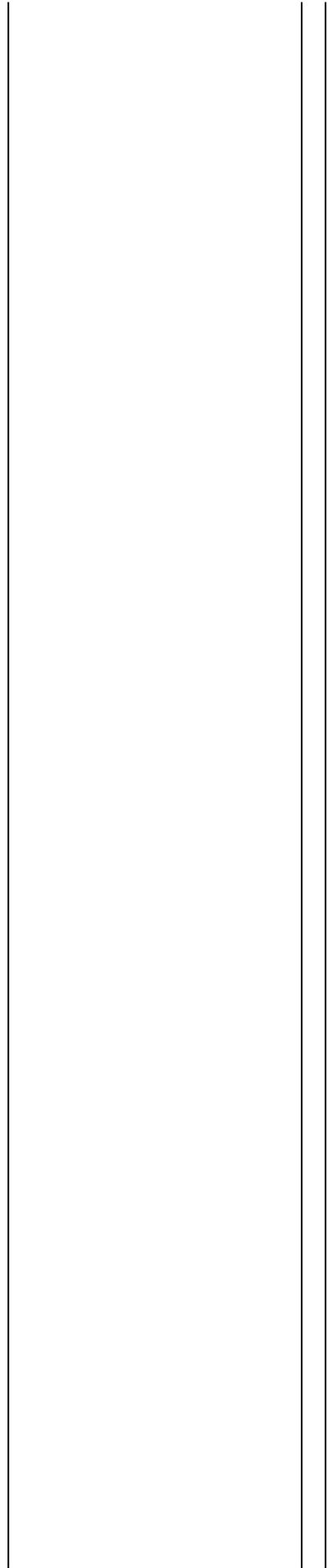
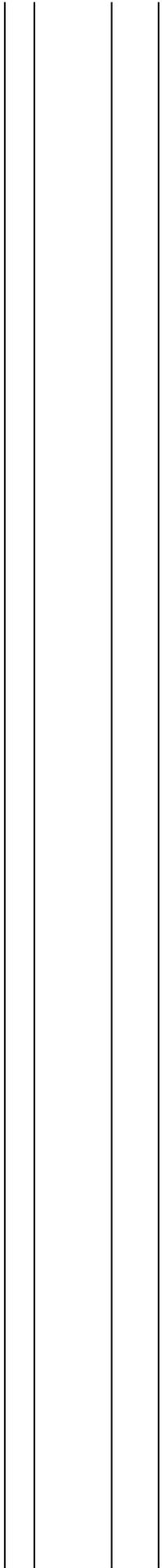
(イ)	一戸建ての住宅		18,900円	
(ア) 以外の評価方法により評価され	共同住宅等	住戸	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円
		住部分	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	54,100円
			1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	76,600円
			1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	110,800円

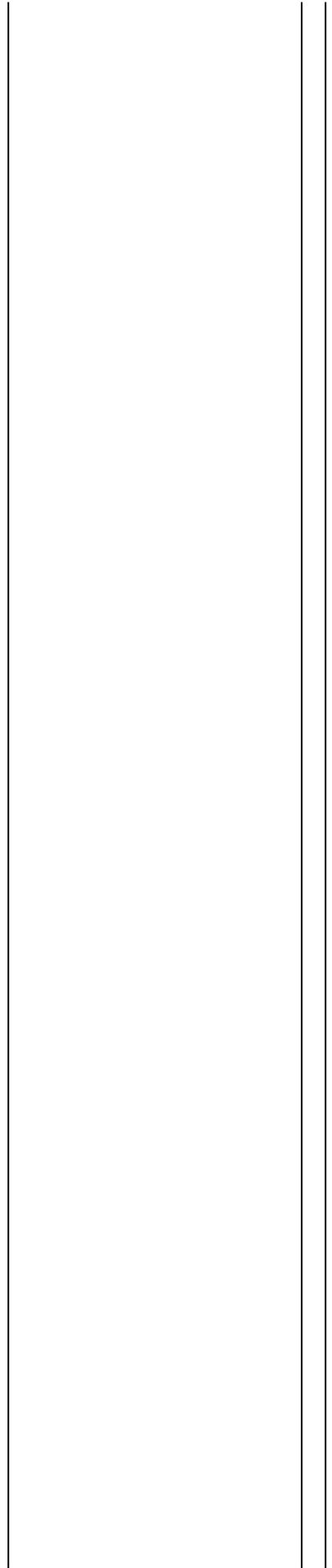
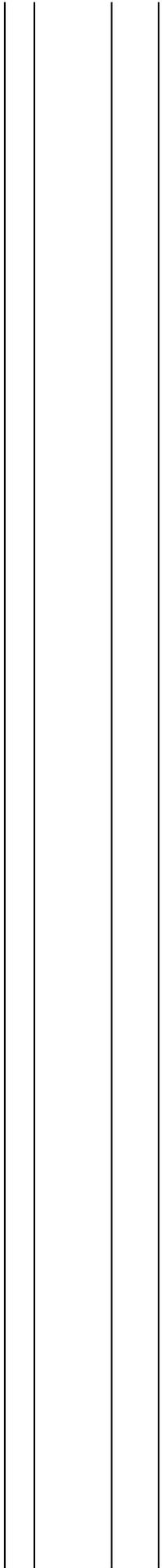
		たも ので ある 場合	1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	160,500円
			1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	219,500円
			1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	287,100円
			1棟の総戸数が301戸以上のもの	335,300円
共用 部分			床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	79,500円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	100,100円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	160,200円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	208,300円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	249,900円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
イ	申請に係る建築物		床面積が300平方メートル	6,000円

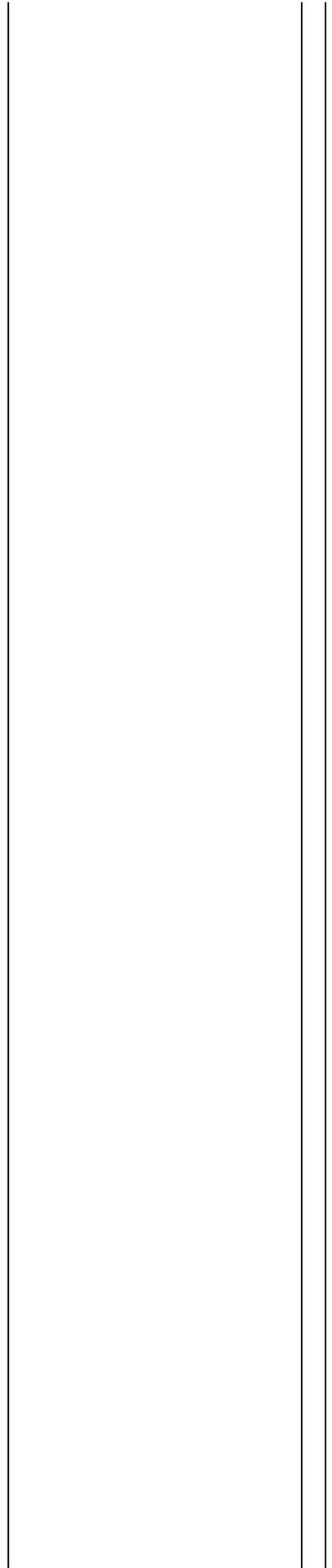
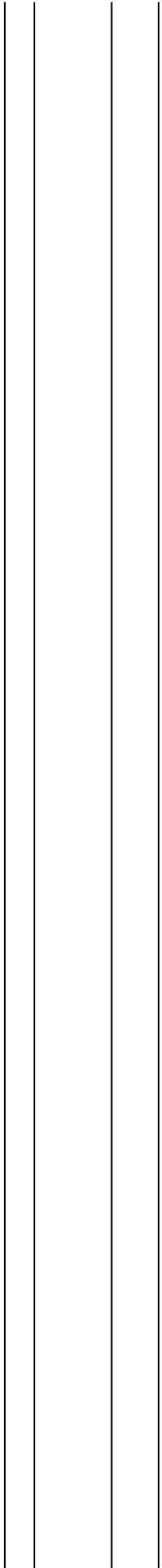
非住宅建築物の場合	エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	ル以内のもの	
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
		その他の場合	(ア) 申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	64,300円		
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	81,500円		
床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方	136,000円		

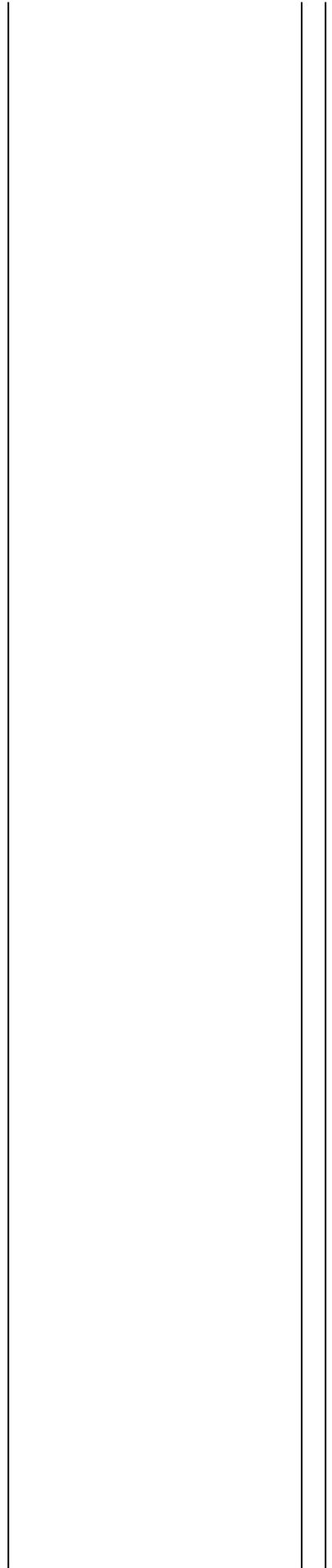
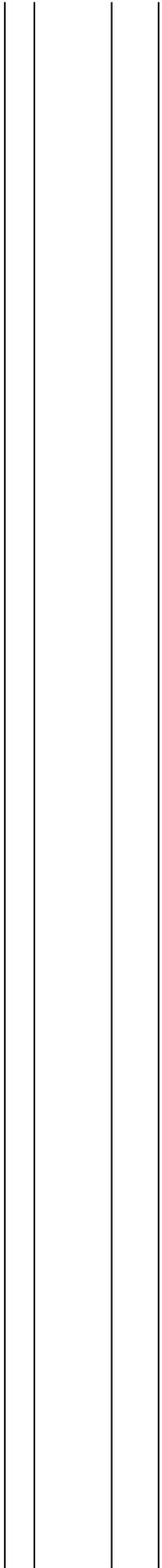
<p>条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	メートル以内のもの	
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	217,200円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	256,100円
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,600円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,600円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,300円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,600円

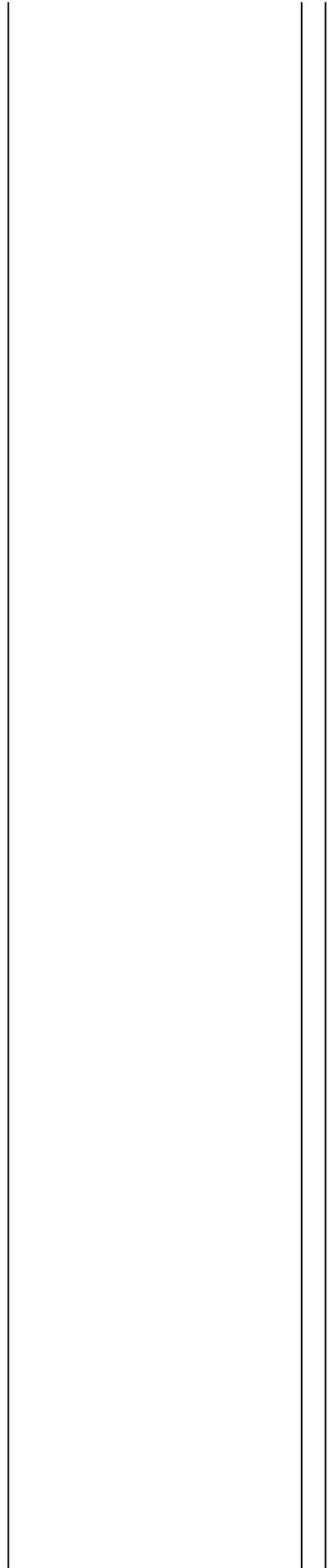
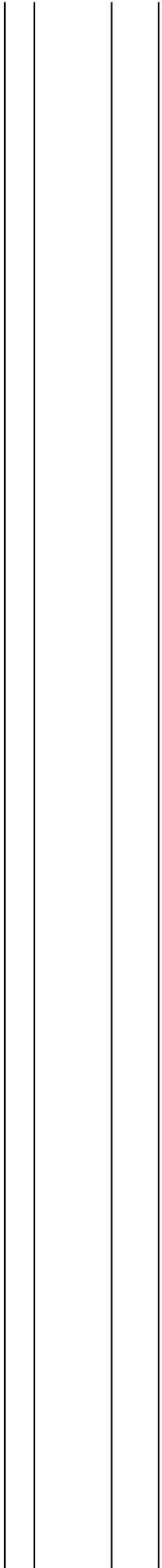
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円
		複合建築物の場合		<u>住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額</u>

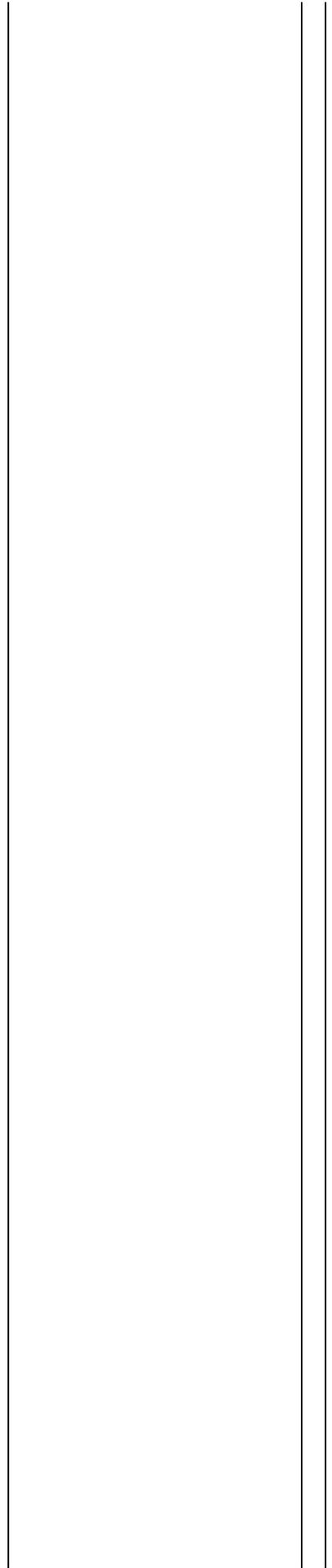
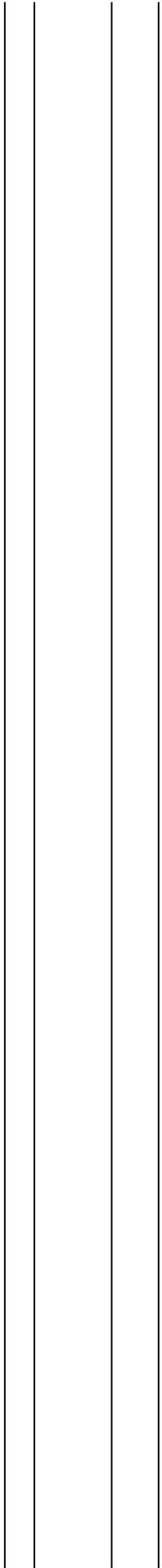


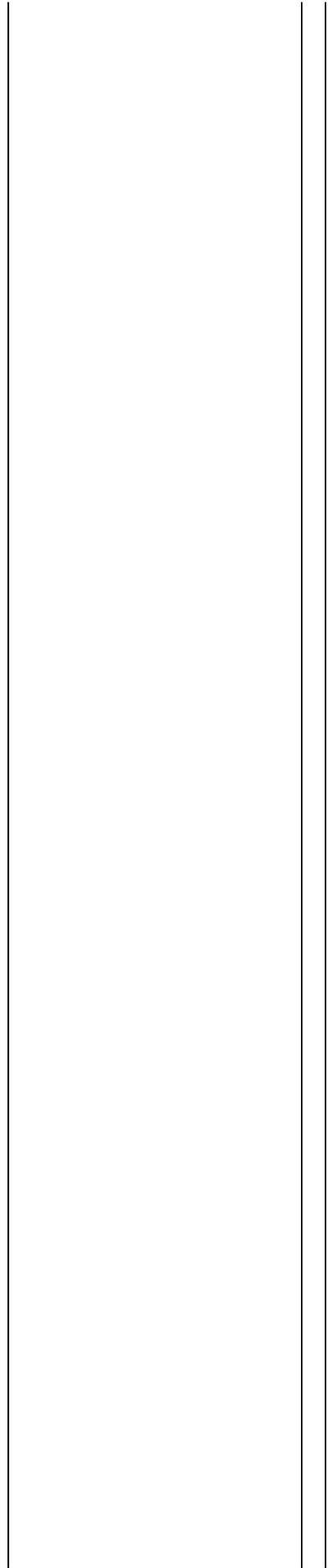
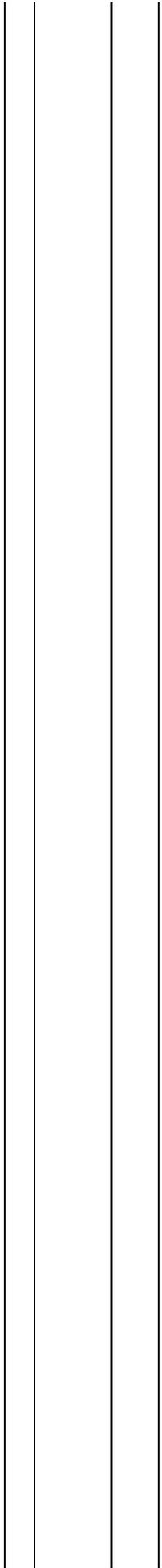


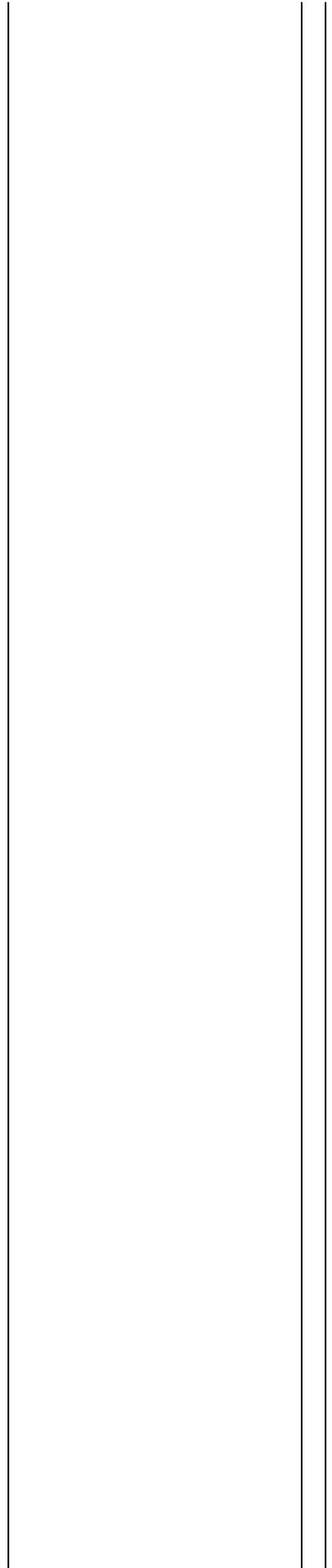
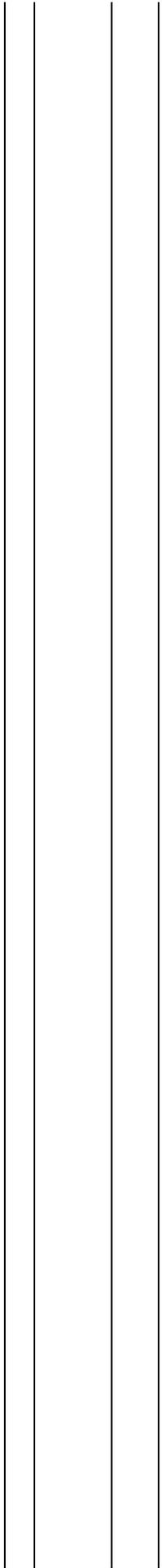












備考

1 略

2 1の項から3の項までにおいて、区分欄がイである場合（1の項及び2の項にあつては、イのその他の場合である場合に限る。）については、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1)～(3) 略

3 略

4 共同住宅等で一戸の住宅の用途に供する部分を申請対象とする場合は、一戸建ての住宅の手数料の金額とする。

5・6 略

7 1の項から3の項までにおいて、共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

8・9 略

10 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

11～14 略

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4

の項（同法第31条第2項において準用する場合にあつては、5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

別表第9（第2条関係）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係

手数料を徴収する事務		手数料の 名称	手数料の金額	
			計算単位	金額
1	狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）	犬の登録 手数料	1頭につき	3,000円
2～4	略	略	略	略

別表第16 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別表第16の改正規定並びに別表第17を別表第16とする改正規定は、令和7年5月26日から施行する。

改正前

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額			
		区分		金額	
1 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に対する審査	ア	建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転（同一敷地内におけるものに限る。以下この表において同じ。）をする場合を除く。）に係る確認申請又は計画	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>8,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>19,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>41,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>63,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>107,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>155,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>231,000円</u>
			当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>341,000円</u>
		当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>610,000円</u>	

通知手
数料

計が50,000平方メートルを超える
もの

つき

2 略

3

4	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了通知	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に係る完了検査又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>17,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>22,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>36,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>51,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>67,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>95,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>171,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>244,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>449,000円</u>

		イ	略			
5	略					
6	略					
7	建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく当該建築物に係る完了検査又は同法第18条第28項に規定する特定工程に係る建築物に関する同条第20項の規定に基づく	ア	建築物を建築した場合（移転をした場合を除く。）に関する特定工程に係る完了検査申請又は完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>17,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>21,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>34,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>49,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>64,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>89,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>164,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>237,000円</u>
				当該建築に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える	1件につき	<u>443,000円</u>

	当該建築物に係る完了通知		もの		
		イ	略		
8	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	<u>17,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	<u>21,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	<u>33,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>47,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>62,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>84,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>143,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>204,000円</u>
			中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>391,000円</u>

9 ～ 61	略
--------------	---

備考

1～3 略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	1件当たりの金額
1 建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー消費		

性能適合性判定手数料
消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の

規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

<u>建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合</u>			床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	<u>その</u>	建	<u>ア</u> 判定に	床面積が300平方メートル以内のもの
<u>他の</u>	築	係る建築		

場合	物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	物エネルギー消費性能確保	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,000円
		計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	164,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	266,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	348,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	418,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	490,000円
		<u>イ</u> <u>ア</u> 以外の評価方法により評価されたもので	床面積が300平方メートル以内のもの	256,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,000円

ある場合	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,000円
建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	107,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	161,000円

			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	200,000円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	249,000円
2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定		

手数料

関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費
性能向上計画に建築物

床面積が300平方メー
トル以内のもの

6,000円

<u>のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律 第34条第3項各号に掲 げる事項が記載されて いる場合の当該建築物 エネルギー消費性能向 上計画の変更に係る同 項に規定する他の建築 物において、当該建築 物エネルギー消費性能 向上計画と当該他の建 築物における建築物エ ネルギー消費性能確保 計画が同様の方法によ り評価されたものであ る場合</u>	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの		11,000円	
	床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの		17,000円	
	床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの		52,000円	
	床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの		82,000円	
	床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の		104,000円	
	床面積が25,000平方メ ートルを超えるもの		130,000円	
	<u>その 他の 場合</u>	建 築 物 の 非 住 宅 部 分 の	ア 判定に 係る建築 物エネル ギー消費 性能確保 計画が、 建築物の エネルギ ー消費性 能の向上	床面積が300平方メー トル以内のもの
床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの			64,000円	
床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの			85,000円	
床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方			142,000円	

用途が工場等以外である場合	等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	メートル以内のもの	
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	268,000円
	イ ア以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	129,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,000円

		方メートル以内のもの	
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,000円
建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合		床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	24,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	62,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	95,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	118,000円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	147,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更			
----------------------------------	---------------------------	--	--	--

<p>第2項又は第13条第3項の軽微な変更に関する証明書の交付申請手数料</p>	<p>建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合</p>	<p>ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の</p>	床面積が300平方メートル以内のもの	25,000円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	32,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	42,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	71,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	94,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	113,000円
			床面積が25,000平方メ	134,000円

る
書
面
の
交
付
申
請
に
対
す
る
審
査

規定に
より定
められ
た簡易
な評価
方法で
あって
市長が
定める
方法に
より評
価され
たもの
である
場合

一トルを超えるもの

イ ア以
外の評
価方法
により
評価さ
れたも
のであ
る場合

床面積が300平方メー
トル以内のもの

64,000円

床面積が300平方メー
トルを超え、1,000平方メ
ートル以内のもの

81,000円

床面積が1,000平方メー
トルを超え、2,000平方
メートル以内のもの

105,000円

床面積が2,000平方メー
トルを超え、5,000平方
メートル以内のもの

152,000円

床面積が5,000平方メー
トルを超え、10,000平
方メートル以内のもの

189,000円

	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	224,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	257,000円
<u>建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合</u>	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	31,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	59,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円

4	建	住	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円																																	
建	築	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		共同住宅等	住	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円																																
築	物				共同住宅等	住	部	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円																														
物	エ						共同住宅等	住	分	宅	1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円																											
の	ネ									共同住宅等	住	分	等	等	1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,400円																							
エ	ギ													共同住宅等	住	分	等	等	1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,800円																			
ネ	ー																	共同住宅等	住	分	等	等	1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,400円															
ル	消																					共同住宅等	住	分	等	等	1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,600円											
ギ	費																									共同住宅等	住	分	等	等	1棟の総戸数が301戸以上のもの	185,100円							
ー	性			共同住宅等																										住	分	等	共	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円				
消	能				共同住宅等	住																											分	等	部	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円		
費	向						共同住宅等	住	分																										等	分	宅	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
性	上									共同住宅等	住	分	等																								分	等	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
能	計		共同住宅等											住	分	等	分																					等	
の	画	共同住宅等																住	分	等	分																	等	
向	認																					共同住宅等	住	分	等													分	等
上	定																									共同住宅等	住	分	等										分
等	申			共同住宅等																										住	分	等							
に	請				共同住宅等	住																											分	等					
関	手						共同住宅等	住	分																										等	分			
す	数									共同住宅等	住	分	等																								分		
る	料		共同住宅等											住	分	等	分																						
法		共同住宅等																住	分	等	分																		
律																						共同住宅等	住	分	等													分	
第																										共同住宅等	住	分	等										分
34				共同住宅等																										住	分	等							
条					共同住宅等	住																											分	等					
第							共同住宅等	住	分																										等	分			

1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の

				床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
				床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
				床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
<u>イ</u>	(ア)			一戸建ての住宅	18,700円
<u>ア</u>	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向	共	住	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
<u>以</u>		同	戸		
<u>外</u>		住	部	1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,200円
<u>の</u>		宅	分		
<u>場</u>		等		1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
<u>合</u>				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円
				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	309,500円
				1棟の総戸数が301戸以上のもの	352,100円

申請に対する審査

上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が定める方法により評価されたものである

場合			
(イ)		一戸建ての住宅	36,800円
(ア) 以外 の評 価方 法に より 評価 され たも ので ある 場合	共 住 部 分 等	住 1棟の総戸数が5戸以下 のもの	74,500円
		住 1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	104,800円
		住 1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	147,500円
		住 1棟の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	211,900円
		住 1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	303,800円
		住 1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	411,500円
		住 1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	539,600円
		住 1棟の総戸数が301戸以 上のもの	633,600円
	共 用 部 分	住 床面積が300平方メー トル以内のもの	117,900円
		住 床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	155,500円
		住 床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	194,500円
		住 床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	303,000円

			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	465,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
非住宅建築物の場合	ア	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	28,900円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円

イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物 エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 <u>35条第1項</u> 第 <u>1号</u> の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	399,800円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	469,000円
		(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	321,600円	
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	415,200円	

		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	592,600円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	730,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	862,900円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	984,500円
	複合建築物の場合	<p><u>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</u></p> <p>(1) <u>一戸の住宅の用途</u> <u>に供する部分を有する場合</u> 4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>(2) <u>共同住宅等の用途</u> <u>に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合</u> <u>(ア)及び(イ)の金額を合算した金額</u> <u>(ア) 住戸部分の総戸</u></p>	

数に応じた 4 の項の
共同住宅等の住戸部
分の手数料の金額
(イ) 共用部分の床面
積に応じた 4 の項の
共同住宅等の共用部
分の手数料の金額
(3) 共同住宅等の用途
に供する部分を有する
建築物で共用部分の誘
導設計一次エネルギー
消費量を算定しない場
合 前号(ア)の金額
(4) 住宅以外の用途に
供する部分を有する場
合 住宅以外の用途に
供する部分の床面積に
応じた 4 の項の非住宅
建築物の手数料の金額

5	建 築 物 の エ ネ ル ジ ー 消 費	住 宅 の エ ネ ル ジ ー 消 費 性 能 の 向 上	ア 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上	一戸建ての住宅		3,000円
				共 同 住 宅 分 等	住 1 棟の総戸数が 5 戸以下のもの	6,000円
					住 1 棟の総戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	10,400円
					住 1 棟の総戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	17,300円
					住 1 棟の総戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	29,000円
					住 1 棟の総戸数が 51 戸以上	52,000円

消費性能向上の向上等に 関する法律第36条第1項の規定に基づく建築	性能向上計画変更認定申請手数料	等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合		100戸以下のもの		
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円	
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円	
				1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円	
				共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円
					床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
					床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
					床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
				イ (ア)	一戸建ての住宅	9,800円
				申請	共 住	1棟の総戸数が5戸以下

物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 の 認 定 の 変 更 の 申 請 に 対 す る 審 査	ア 以 外 の 場 合	に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画が 、建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上等 に関 する 法律 第35 条第 1項 第1 号の 規定 によ	同 戸 部 分 住 宅 等	のもの	
				1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	23,700円
				1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	39,600円
				1棟の総戸数が26戸以上 50戸以下のもの	60,400円
				1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	92,700円
				1棟の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	133,500円
				1棟の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	172,100円
				1棟の総戸数が301戸以 上のもの	176,000円

				り定 めら れた 簡易 な評 価方 法で あっ て市 長が 定め る方 法に より 評価 され たも ので ある 場合		
	(イ)	一戸建ての住宅				18,900円
	(ア)	共 同 住 宅 分 等	住 戸	1棟の総戸数が5戸以下 のもの		38,200円
	以外 の評 価方 法に より 評価 され			住 部	1棟の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの	
			宅 分		1棟の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの	
					1棟の総戸数が26戸以上 50戸以下のもの	

					1棟の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの	160,500円
					1棟の総戸数が101戸以上 200戸以下のもの	219,500円
					1棟の総戸数が201戸以上 300戸以下のもの	287,100円
					1棟の総戸数が301戸以上 のもの	335,300円
				共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	59,900円
					床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	79,500円
					床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	100,100円
					床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	160,200円
					床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	208,300円
					床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	249,900円
					床面積が25,000平方メートルを超えるもの	292,500円
非	ア	申請に係る建				床面積が300平方メートル

住 宅 建 築 物 の 場 合	建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	ル以内のもの	
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	11,000円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	17,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	52,000円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	82,400円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	104,100円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,200円
	イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35	床面積が300平方メートル以内のもの
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの			64,300円
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			81,500円
床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方			136,000円

<p>条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合</p>	メートル以内のもの	
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	180,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	217,200円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	256,100円
<p>(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合</p>	床面積が300平方メートル以内のもの	129,400円
	床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,600円
	床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	210,600円
	床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	305,300円
	床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	379,300円
	床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	449,600円

			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	514,900円
複合建築物の場合			<p>申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <p>(1) <u>一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合</u> <u>5の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合</u> <u>(ア)及び(イ)の金額を合算した金額</u> <u>(ア) 住戸部分の総戸数に応じた5の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(イ) 共用部分の床面積に応じた5の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u></p> <p>(3) <u>共同住宅等の用途に供する部分を有する</u></p>	

建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)の金額
 (4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた5の項の非住宅建築物の手数料の金額

6	建 築 物 の エ ネ ルギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に	住 宅 建 築 物 の エ ネ ルギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 申 請	ア 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める	一戸建ての住宅		5,000円
				共 住 同 住 宅 等	住 1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円
					住 1棟の申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,100円
					住 1棟の申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円
					住 1棟の申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円
					住 1棟の申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,400円
					住 1棟の申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,800円
					住 1棟の申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,400円
					住 1棟の申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,600円
					共 1棟の申請戸数が301戸以下のもの	185,100円

関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性

手数料

方法により技術審査を受けたものである場合

部分

床面積が300平方メートル以内のもの

10,100円

床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

18,400円

床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

28,900円

床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

86,800円

床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの

137,400円

床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの

173,600円

床面積が25,000平方メートルを超えるもの

217,000円

イ (ア)

一戸建ての住宅

18,700円

申請に係る建築物の共用部分以外の

共同住宅等

1棟の申請戸数が1戸のもの

18,700円

1棟の申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

35,300円

1棟の申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

51,200円

1棟の申請戸数が11戸以上25戸以下のもの

73,600円

能
に
係
る
認
定
の
申
請
に
対
す
る
審
査

部分
が、
建築
物の
エネ
ルギ
ー消
費性
能の
向上
等に
関す
る法
律第
2条
第1
項第
3号
の規
定に
より
定め
られ
た簡
易な
評価
方法
であ
って

	1棟の申請戸数が26戸 以上50戸以下のもの	111,100円
	1棟の申請戸数が51戸 以上100戸以下のもの	168,100円
	1棟の申請戸数が101戸 以上200戸以下のもの	239,500円
	1棟の申請戸数が201戸 以上300戸以下のもの	309,500円
	1棟の申請戸数が301戸 以上のもの	352,100円
共 用 部 分	床面積が300平方メー トル以内のもの	117,900円
	床面積が300平方メー トルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	155,500円
	床面積が1,000平方メー トルを超え、2,000平方 メートル以内のもの	194,500円
	床面積が2,000平方メー トルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	303,000円
	床面積が5,000平方メー トルを超え、10,000平 方メートル以内のもの	389,100円
	床面積が10,000平方メ ートルを超え、25,000 平方メートル以内のも の	465,100円
	床面積が25,000平方メ	541,700円

<p>市長 が定 める 方法 によ り評 価さ れた もの であ る場 合</p>	<p><u>一トルを超えるもの</u></p>	
<p>(イ)</p> <p>(ア) 共 外 の評 価方 法に より 評価 され たも ので ある 場合</p>	<p><u>一戸建ての住宅</u></p> <p>共 住 1棟の申請戸数が1戸 同 戸 <u>のもの</u></p> <p>住 部 1棟の申請戸数が2戸 宅 分 <u>以上5戸以下のもの</u></p> <p>等 1棟の申請戸数が6戸 <u>以上10戸以下のもの</u></p> <p>1棟の申請戸数が11戸 <u>以上25戸以下のもの</u></p> <p>1棟の申請戸数が26戸 <u>以上50戸以下のもの</u></p> <p>1棟の申請戸数が51戸 <u>以上100戸以下のもの</u></p> <p>1棟の申請戸数が101戸 <u>以上200戸以下のもの</u></p> <p>1棟の申請戸数が201戸 <u>以上300戸以下のもの</u></p>	<p><u>36,800円</u></p> <p><u>36,800円</u></p> <p><u>74,500円</u></p> <p><u>104,800円</u></p> <p><u>147,500円</u></p> <p><u>211,900円</u></p> <p><u>303,800円</u></p> <p><u>411,500円</u></p> <p><u>539,600円</u></p>

			1棟の申請戸数が301戸 以上のもの	633,600円
共用部分			床面積が300平方メートル以内のもの	117,900円
			床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	155,500円
			床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,500円
			床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	303,000円
			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	389,100円
			床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	465,100円
			床面積が25,000平方メートルを超えるもの	541,700円
			非住宅建築物の	ア
床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	18,400円			
床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方	28,900円			

場 合	準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	メートル以内のもの	
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	86,800円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	137,400円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	173,600円
		床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円
イ ア 以 外 の 場 合	(ア) 申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300平方メートル以内のもの	93,800円
		床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	124,900円
		床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	157,300円
		床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	254,700円
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	332,600円
		床面積が10,000平方メートルを超え、25,000	399,800円

		<u>平方メートル以内のもの</u>	
		<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>469,000円</u>
	(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>256,700円</u>
		<u>床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>321,600円</u>
		<u>床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>415,200円</u>
		<u>床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>592,600円</u>
		<u>床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>730,000円</u>
		<u>床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>862,900円</u>
		<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>984,500円</u>
複 合 建 築 物		ア <u>複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合</u>	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、6の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」</u>

の
場
合

と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途

に供する部分を有する
場合 (ア)及び(イ)の
金額を合算した額

(ア) 6の項の一戸建
ての住宅の手数料の
金額

(イ) 住宅以外の用途
に供する部分の床面
積に応じた6の項の
非住宅建築物の手数
料の金額

(2) 共同住宅等の用途

に供する部分を有する
建築物であつて、住戸
部分及び共用部分の設
計一次エネルギー消費
量を算定する場合 (ア
から(ウ)までの金
額を合算した額

(ア) 住戸部分の総戸
数に応じた6の項の
共同住宅等の住戸部
分の手数料の金額

(イ) 共用部分の床面
積に応じた6の項
の共同住宅等の共
用部分の手数料の

			<p style="text-align: center;"><u>金額</u></p> <p>(ウ) <u>住宅以外の用途</u> <u>に供する部分の床面</u> <u>積に応じた 6 の項の</u> <u>非住宅建築物の手数</u> <u>料の金額</u></p> <p>(3) <u>共同住宅等の用途</u> <u>に供する部分を有する</u> <u>建築物であって、共用</u> <u>部分の設計一次エネル</u> <u>ギー消費量を算定しな</u> <u>い場合 前号(ア)及び</u> <u>(ウ)の金額を合算した</u> <u>額</u></p>
		<p><u>イ 複合建築物の住戸の部分の認定申請をす</u> <u>る場合</u></p>	<p><u>複合建築物の形態に応じ</u> <u>て、6 の項の一戸建ての</u> <u>住宅の手数料の金額又は</u> <u>認定申請をする住戸部分</u> <u>の戸数に応じた共同住宅</u> <u>等の住戸部分の手数料の</u> <u>金額</u></p>

備考

1 略

2 1の項から3の項まで (1の項及び2の項にあつては、この表の区分欄がその他の場合である場合に限る。) において、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1)～(3) 略

3 1の項から3の項までにおいて、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の手数料

の金額は、当該建築物における非住宅部分の床面積の区分及び用途に応じた手数料の金額とする。

4 略

5・6 略

7・8 略

9 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。

10～13 略

14 6の項において、共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4

の項（同法第36条第2項において準用する場合にあつては5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。

別表第9（第2条関係）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		計算単位	金額
1 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき	3,000円
2～4 略	略	略	略

別表第16（第2条関係）

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の金額		
1 三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	0.3へ	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	43,000円
	クター		
	ル以上	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	65,000円
	0.6へ		
	クター		
	ル未滿	ウ ア及びイ以外のもの	190,000円
2 三重県宅地開発事業	0.6へ	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	86,000円
	クター		
	ル以上	イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行う宅地開発事業	120,000円
	1へク		
タール			
未滿	ウ ア及びイ以外のもの	260,000円	
	変更確認の申請に対する審査1件につき、次に掲げる額を合算した額		
	ア 開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面		

<p>業の基準 に関する 条例第9 条第1項 の規定に よる変更 確認の申 請に対す る審査</p>	<p>積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額。ただし、当該面積が0.3ヘクタール未満のものにあつては、1の項第3欄0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のそれぞれの区分に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 新たな土地の開発区域への編入に伴う変更前の開発区域に係る部分の設計の変更については、変更前の開発区域の面積に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>エ 開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、1の項でそれぞれの区分に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>
<p>3 三重県宅 地開発事 業の基準 に関する 条例第12 条の2の 規定によ る建築の 承認の申 請に対す る審査</p>	<p>5,000円</p>